

4 文化財の保存活用への支援について

(栃木県)

人口減少・少子高齢化の進行により地方の豊かな伝統に育まれた貴重な文化財の保存と後世への継承が危ぶまれている。

地方公共団体においては、文化財保護法に基づく「文化財保存活用大綱」及び「文化財保存活用地域計画」に掲げた施策の確実な実施に努めている。しかし、近年、全国的に保存・活用が必要な文化財が増加していることに伴い、国庫補助事業において補助事業の不採択等が発生しているほか、活用に関する施策の実施及び体制の充実に係る取組の中には、補助制度の対象外のものもあり、貴重な文化財の計画的な保存・活用に大きな影響が生じる事態となっている。

また、文化財の修理等に係る費用負担は大きく、とりわけ新型コロナウイルス感染症の影響を受け収入が減少した文化財所有者にとって、文化財の保存や活用に係る負担が一層大きくなっている。

国は、令和4（2022）年度から新たに、民間投資を活性化して効率的に文化財保護を促進することを目的に、国宝・重要文化財の修理等に対し所有者等がクラウドファンディング等を活用した場合に補助率を加算する制度を導入したところであるが、その対象は建造物や美術工芸品に限られており、民俗芸能や伝統行事に用いる文化財や記念物については除外となっている。

については、一度失われれば二度と戻ることのない、地域にとってかけがえのない文化財の適切な保存・活用を図るため、次の事項について、特段の措置を講じられたい。

- 1 地域の豊かな自然や人々の生活などの風土と歴史の中で育まれてきた貴重な文化財の一層の活用を図るとともに、計画的かつ適切に保存し後世に確実に引き継いでいくため、文化財保護法に基づく「文化財保存活用大綱」及び「文化財保存活用地域計画」に掲げた防災対策を含

む文化財の保存活用に関する施策に対し、補助の対象を拡充するとともに必要な予算を確保し、支援の充実を図ること。

- 2 令和4（2022）年度から国が新たに導入したクラウドファンディング等を活用した場合の補助率加算制度について、地域にとってかけがえのない文化財の保存活用を地域全体で支える観点から、当該加算制度の対象となる文化財を拡充すること。